

令和3年10月1日

保育所・幼稚園等利用保護者様
学童保育クラブ利用保護者様

瑞穂町福祉部
子育て応援課長 石川 修
(公印省略)

新型コロナウイルス感染の再拡大防止のための保育所・幼稚園等
及び学童保育クラブの利用の際の注意事項について（協力依頼）

平素は、町の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が、令和3年9月30日（木）に解除されましたが、東京都では、感染の再拡大の防止及び経済活動の回復を両立させるため、同年10月1日（金）から同月24日（日）までの3週間、「東京都におけるリバウンド防止措置」を発出し、制限の段階的な緩和を始める 것을を決定しました。

町でも、町民の安全及び健康の確保を第一に考え、新型コロナウイルスの感染再拡大の防止に向けて取り組んでまいります。

現在、変異株の影響により、ワクチンを接種していない子どもたちの新規患者数の割合が増加傾向にあります。保育所及び幼稚園等、学童保育クラブなど、町内福祉関連施設内での集団感染の危険性もありますので、下記事項について、必ずお読みいただき、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 お守りいただきたい事項

- ①家庭における感染症予防策（3密回避、手洗い、うがい、マスク着用、検温、健康観察、換気、消毒、会食を控える等）を徹底してください。
- ②自宅で保育が可能な場合は、利用を控えてください。
- ③各施設の過密状態を少しでも軽減するため、開所時間にかかわらず、勤務先の出退勤時間に応じた送迎をお願いします。
- ④検温、体調チェック等を必ず行い、児童に発熱（37.5℃以上）や呼吸器症状等の風邪症状が見られる場合は、登所を控えてください。また、児童の体調が良好でも同居家族に風邪症状が見られる場合は、可能な限り登所を控えてください。
- ⑤保育所等及び学童保育クラブを利用しているお子さん又はお子さんの同居の家族が、以下のうちいずれかひとつにでも該当する場合は、登所を自粛の上、速やかに利用施設へご連絡ください。
 - ・「新型コロナウイルス感染症の患者と診断された」又は「新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者に特定された」場合
 - ・医師の判断等によりPCR検査又は抗原検査を受ける予定になった場合

2 問合せ 瑞穂町福祉部子育て応援課保育・幼稚園係 Tel (042) 557-8658